

審査書の内容	審査書に基づく予測評価書案の変更内容又は変更しない場合はその理由
<p>1 総括事項</p> <p>対象事業は、農業振興地域に属する広大な農地等を改変して総合車両所を建設するものであり、農地の消失のほか事業実施区域内の既存踏切や道路の撤去、鈴川の既設橋梁と同程度の高さまでの盛土を行うなど、これまでの環境を大きく更新する計画となっている。そのうえで、周辺には農地が残り、住宅地が近接していることから、事業者は、工事中や施設供用に当たり、こうした周辺環境に影響が及ばないよう配慮すること。</p> <p>事業者は、工事用車両の通行について予測評価書案に記載していない分散ルートの説明を行うなど審査に影響を及ぼすものがあったことから、予測評価書の作成に当たっては、計画及びその調査等の内容を適切に、かつ明確に記載すること。また、計画の具体化に当たっては、適宜、関係住民等に丁寧に、かつ分かりやすく説明すること。</p> <p>その上で、次の個別事項に示すとおり適切な対応を図ること。</p>	<p>I 総括事項</p> <p>対象事業は、農業振興地域に属する広大な農地等を改変して総合車両所を建設するものであり、農地の消失のほか事業実施区域内の既存踏切や道路の撤去、鈴川の既設橋梁と同程度の高さまでの盛土を行うなど、これまでの環境を更新する計画となっています。そのうえで、周辺には農地が残り、住宅地が近接しているため、工事中や施設供用に当たり、こうした周辺環境に極力影響が及ばないよう配慮して参ります。</p> <p>また、工事用車両の通行について、更なる環境保全対策として、分散ルートの追加を実施することから、その計画等の内容を予測評価書に記載しました（p.5-2-103、p. 5-2-309参照）。また、計画の具体化に当たっては、適宜説明会を開催する等、関係住民等に丁寧に、かつ分かりやすく説明を行って参ります。</p> <p>上記を踏まえた具体的な対応内容については、次頁以降の個別事項に示すとおりです。</p>

審査書の内容	審査書に基づく予測評価書案の変更内容又は変更しない場合はその理由
<p>2 個別事項</p> <p>(1) 騒音</p> <p>事業者は、工事用車両の走行に伴う騒音の予測結果が環境基準値を超過したことへの対応として、工事用車両が集中しないよう工事の平準化に努めているが、その内容は予測評価書案において調査等の記載がない新たな分散ルートによる対応であると説明していることから、新たな分散ルートにおける騒音に係る周辺環境への影響について、予測評価書に記載すること。</p> <p>また、環境基準値の超過地点について、住居位置での予測も新たに説明していることから、その内容について予測評価書に記載すること。</p>	<p>工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の環境基準超過への対応とした、必要に応じた走行ルートの分散化については、新設する橋梁を用いた図 5-5-1-1 のような分散先ルート（緑ルート）を検討しています。分散先ルートでの騒音に係る影響については、現況値の測定を行っていないため、次のように予測します。</p> <p>No. 1 都市計画道路の予測条件（走行台数）は、都市計画道路を走行する最大数（ピーク月で 992 台/日（大型車 870 台/日、小型車 122 台/日））を想定したものであり、現況交通もないことから、工事用車両による騒音影響が支配的となっています。分散先ルートの走行台数は、現況交通を加味しても No. 1 の予測に用いた最大数を超えることはないように分散させる計画のため、分散先ルートの予測結果は No. 1 地点の予測結果（67dB）を下回ります。また、分散先ルートと周辺住居（南東側）までの距離は 400m 程度あり、距離による減衰量は 2dB 以上となることから、環境基準（65 デシベル以下：周辺住居位置（南東側 400m）は用途地域の指定がないため「B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域」の基準を適用）を満足すると考えます。加えて、施工手順の見直しによる盛土量の削減※等、車両台数そのものの削減に努めます。</p> <p>以上のことから、分散先ルートを工事用車両が走行することに伴う騒音の影響は、分散先ルート周辺の生活環境に著しい影響を及ぼすことはないと考えます。</p> <p>※盛土工事については、圧密促進のため造成高以上の盛土（余盛り）を行う必要があります。造成範囲をブロックに区切って、順次施工することで、余盛分を場内転用可能となるため、盛土量の削減が図られます。</p>

審査書の内容	審査書に基づく予測評価書案の変更内容又は変更しない場合はその理由
	 <p>図 5-5-1-1 工事用車両の分散先ルート</p> <p>予測地点 No. 1 周辺の北側住居地域については、図 3-2-4 (p. 3-2-9 参照) に示す用途地域指定状況のとおり、“第 1 種低層住居専用地域”的め「地域の類型：A 地域」であるものの、現況 65dB(同一道路のため、図 5-2-3-1(2) (p. 5-2-79 参照) に示す No. 3 伊勢原市道 81 号線の調査結果を準用)で既に環境基準値 (60dB) を超過している状況です。そのため、評価基準は“現況非悪化”としました。予測の結果、北側住居地域では最大 65dB と予測され評価基準 (=現況値 65dB) と整合が図られていました。</p>

審査書の内容	審査書に基づく予測評価書案の変更内容又は変更しない場合はその理由
<p>(2) 植物・動物・生態系</p> <p>ア 事業者は、事業実施想定区域内の水田で確認されたミズタカモジについて、現地調査において事業実施区域外では確認できなかったにもかかわらず、事業実施区域周辺に生育環境が広く存在するとの説明をしていたが、追加調査により実際に確認したことであるから、その調査等について予測評価書に記載すること。</p>	<p>ミズタカモジは、水田、畦、休耕田等を生育環境とし、耕作管理に伴う攪乱に生活史を同調させている種といわれており、農地利用のサイクルの中で不特定の場所に出現するものと認識しています。予測評価書案時点の春季調査（令和6年5月24日実施）では、実施区域内の田起こし前の水田で確認されましたが、実施区域外では田起こし等の農作業が進んでいる区画がほとんどであり、休耕地はミズタカモジの生育に適さない乾燥傾向の土質が主であったことから当該種は確認されませんでした。</p> <p>上記状況を踏まえ、令和7年5月7日に田起こし前の追加調査を実施し、実施区域外でも9か所の生育を確認したことから、ミズタカモジの予測結果における確認状況及び繁殖の活力度を変更するとともに、追加調査を実施した旨を追記しました。（p.5-2-162 参照）</p>

審査書の内容	審査書に基づく予測評価書案の変更内容又は変更しない場合はその理由
<p>イ 事業者は、事業実施想定区域内外で確認されたカヤネズミ及びオオヨシキリの環境保全対策として、繁殖期を考慮した工事時期の調整に努めるとし、その内容は非繁殖期の草刈りにより事業実施区域外に誘導することであると説明したことから、事業実施区域外での繁殖も考慮の上、環境保全対策について予測評価書に記載すること。</p> <p>また、誘導及び繁殖に関する確認調査として事後調査の対象とし、その調査の具体的な方法や時期等について検討した上で、予測評価書に記載すること。</p>	<p>カヤネズミ及びオオヨシキリは、高茎草本が繁茂する草地等を繁殖環境としますが、現地調査により実施区域の内及び外において繁殖環境を確認しており、カヤネズミの巣も実施区域の内外で確認されています。両種の保全対策としては、実施区域内の草地について、工事着手前の非繁殖期に草刈りを行うことにより、実施区域外の繁殖環境へ誘導を図るもので。なお、この保全対策は、「国土技術政策総合研究所資料 第1319号 道路環境影響評価の技術手法 「13. 動物、植物、生態系」における環境保全のための取り組みに関する事例集（令和6年度版）」に示されている手法であり、本事業においても妥当な対策であると考えています。</p> <p>その上で、予測評価書案 p. 5-2-205 に記載した環境保全対策のうち「カヤネズミ及びオオヨシキリの繁殖期を考慮した工事時期の調整に努める。」について、予測評価書では「工事着手前の繁殖行動を行う前に草刈りを行い、縄張りを形成する前に実施区域外にて繁殖するよう誘導を図ることで環境影響の低減に配慮する」旨に修正しました。（p. 5-2-206 参照）</p> <p>カヤネズミとオオヨシキリの事後調査については、当該生息地が本来的には水田として利用される土地であるにもかかわらず、放棄された結果、草地になった場所であり、本来の利用がなされた場合には消失するため、そのような場所に対するミティゲーション（環境緩和）や事後調査は不要と判断し、事後調査の対象種としませんでした。一方、両生類や昆虫類については、生息する水路が永続的な環境であり、本事業に伴い消失することから、事後調査の対象種として選定しました。</p> <p>今回、カヤネズミとオオヨシキリの誘導および繁殖に関する確認調査が必要であるとの指摘を受けたことから、これらの種を事後調査の対象種に追加するとともに、調査の具体的な方法や時期等について検討し、事後調査の計画を変更しました。（p. 5-4-5～5-4-6 参照）</p>

審査書の内容	審査書に基づく予測評価書案の変更内容又は変更しない場合はその理由
<p>ウ カヤネズミについては、事業実施区域が広く、一度に移動することは困難と考えられることから、段階的な誘導について検討し、その結果を予測評価書に記載すること。</p>	<p>カヤネズミの実施区域外への誘導に向けた草刈りの実施については、今後詳細検討を行う工事工程やカヤネズミの現地調査での確認位置等を重ね合わせながら、効果的に実施できるよう具体的な実施時期等を計画検討しますが、段階的な誘導の手法として、「国土技術政策総合研究所資料 第1319号 道路環境影響評価の技術手法 「13. 動物、植物、生態系」における環境保全のための取り組みに関する事例集（令和6年度版）」に示される手法や類似事例を参考に基本方針を整理し、カヤネズミ及びオオヨシキリに対する環境保全対策を補足しました。（p.5-2-206 参照）</p>
<p>エ 事業者は、事業実施想定区域内におけるカヤネズミ等に係る生息環境となる草地の創出について、伊勢原市地域まちづくり推進条例の緑化推進基準の対象外であることを理由にできないとしていたが、その後、芝・地被類については緑化面積の換算率が低いこと、緑化推進基準に推奨植物があることや最低限の土地利用という観点から創出措置ができないと事業者が判断したと説明していることから、その判断に至った調整経緯や内容について、予測評価書に記載すること。</p>	<p>カヤネズミ等の生息環境として機能する草地を、伊勢原市の緑化基準における樹木の代替として一部緑地に換算できないかについて、市の条例を所管する担当課に確認を行い、以下のとおり、当該草地が緑化推進基準の対象外である旨の回答をいただいております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の緑化基準では、推奨植物の指定がありヨシ等の草地は対象外である。 ・当該実施区域は農地として利用されている土地であり、そこに自生しているヨシ等の植物は、保全すべき対象とは見なされない。 ・以上の理由から、ヨシ等を緑化面積に換算することはできない。 <p>審査書における「芝・地被類については緑化面積の換算率が低いこと」、「緑化推進基準に推奨植物があること」については、当該草地が条例の対象外であるとの補足説明であって、上記の回答のとおり条例に基づく緑地において、事業者が判断できる余地はありません。したがって、条例に基づく緑地にカヤネズミ等の生息環境として機能する草地を創出することは難しいです。</p> <p>また、実施区域は保護すべき農地であることから、その土地利用は最小限に抑える必要があるため、条例に基づく緑地とは別に、生息環境として機能する草地を新たに設けることもできません。そのため、カヤネズミ等を実施区域外の繁殖環境へ誘導することにより、種の保全に努めたいと考えており、前項に記載のとおり環境保全対策や事後調査を実施してまいります。</p>

審査書の内容	審査書に基づく予測評価書案の変更内容又は変更しない場合はその理由
<p>(3) レクリエーション資源</p> <p>事業実施区域は、こどもスポーツ広場に隣接しており、事業者は、線路とこどもスポーツ広場の間の空間は付帯工事影響範囲としているが、こどもスポーツ広場に影響を及ぼすおそれのある作業や行為はないと説明していることから、今後、懸念が生じないようその内容や影響について予測評価書に記載すること。</p>	<p>こどもスポーツ広場周辺の付帯工事影響範囲については、機能補償工事として道路・水路等を整備するものの、広場の利用者に対して直接的な影響を及ぼす行為や作業はなく、工事中や施設供用後のレクリエーション資源や利用への影響は想定されないことから、実施計画書において非選定としています。審査書の内容を踏まえ、上記非選定理由を追記しました。(p. 5-1-11 参照)</p> <p>また、「関係車両の走行」についても、本事業における関係車両の走行台数は最大で 100 台/日を想定しており、都市計画道路 3・4・4 号線（田中笠窪線）で想定される将来交通量約 5,000 台/日に対する割合で 2% と小さいことから非選定としています。</p>
<p>(4) 安全（交通）</p> <p>事業者は、工事用車両の通行については、まず西側の既存道路を通行し、東側の都市計画道路の供用後はその道路を通行するとしていたが、新たに分散ルートも通行し、大型車の通行も想定しているとの説明になったことから、新たな分散ルートにおける安全（交通）に係る周辺環境への影響について、予測評価書に記載すること。</p>	<p>必要に応じた走行ルートの分散化については、新設する橋梁を用いた追加ルート（図5-5-1-1参照）を検討しています。施工手順の見直しによる盛土量の削減等、車両台数そのものの削減に取り組むとともに、工事用車両の出入り口付近には交通整理員を配置する等の対策を講じ、歩行者・一般通行車両の安全を図ることから、分散先ルートを工事用車両が走行することに伴う交通の安全への影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避もしくは低減が図られ、分散先ルート周辺に対する環境の保全等について適切に配慮されていると考えます。</p>

審査書の内容	審査書に基づく予測評価書案の変更内容又は変更しない場合はその理由
<p>(5) 事業内容、水質汚濁及び水象等</p> <p>条例第20条第2項に基づき、関係市長である平塚市長、秦野市長及び伊勢原市長に意見を求めたところ、調整池の放流先として現況の流域とは異なる河川へ放流する計画に対して懸念があり、河川流量の変化が下流域の農業活動に影響を及ぼす可能性があることから、調整池の排水先について見直しを含めて慎重な検討をすることなどの意見があつた。</p> <p>こうしたことから、事業者は、調整池の適切な放流先について検討し、関係機関と十分に協議すること。</p> <p>関係機関との協議の結果、放流先に変更が生じる場合は、予測評価書案に記載のないものであることから、事業者は、関係する評価項目及び関係市町の懸念事項について、改めて調査等を行い、条例に基づく変更届を提出し、関係市長に報告した上で予測評価書に記載すること。</p> <p>関係機関との協議の結果、放流先に変更が生じない場合は、事業者は、関係市長意見における懸念への対応及び理由を関係市長に報告し、その結果を知事に報告した上で予測評価書に記載すること。</p> <p>いずれの場合も、関係住民等に丁寧に、かつ分かりやすく説明すること。</p>	<p>審査書の審査結果に基づく関係機関との協議の結果、開発前後の河川へ放流する水量の変化を低減するため、調整池位置や調整池からの排水計画の変更を行い、令和7年12月に予測評価書案変更届を提出しました。また、その旨を関係市長に報告しました。</p> <p>協議を実施した関係機関及びその所管等については以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県国土整備局河川下水道部河港課、平塚土木事務所河川砂防第1課、許認可指導課（河川法） ・ 伊勢原市土木部下水道経営課（伊勢原市地域まちづくり推進条例に基づく排水設備協議） ・ 伊勢原市経済産業部農業振興課農林整備担当（接続先水路の管理者） ・ 平塚市産業振興部農水産課農地整備担当（下流域の農水路管理者） ・ 近隣農家小組合 等 <p>計画の進捗に応じて適宜説明会を開催する等、関係住民等に丁寧に、かつ分かりやすく説明を行って参ります。</p>